平成２１年（フ）第８７３号
愛知県豊田市大清水町大清水199番地１
フェリシア上豊田206号
債務者　松里ルイスこと　マツサト　ルイス　フェルナンド
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月１日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３３７号
神奈川県藤沢市下土棚2324番地の１
債務者　蓑宮　晴美
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４５６号
東京都世田谷区砧７丁目10番７号シャルマン砧103
債務者　丹野　　進
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０４３８号
大阪府三島郡島本町桜井１丁目12番18号
債務者　岩川　大祐
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９号
大阪市東成区東小橋３丁目18番３号　ボングービル1001号
債務者　村迫　豊子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３８号
沖縄県沖縄市室川１丁目９番８―503号　室川市営住宅
債務者　新垣　郁世
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２３９号
沖縄県宜野湾市我如古３丁目13番20―105号　イーストピア仲程
債務者　山城尚太郎
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第６９２号
青森県東津軽郡平内町大字清水川字梨ノ木７番地９
債務者　江戸　恵美
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６７２号
静岡県袋井市湊931番地　ＳＧアネックス１―205号室、前住所静岡県袋井市土橋238番地の５
債務者　藤原　英子
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
広島県尾道市栗原町9584番地５
債務者　西迫　　伸
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１５７６号
東京都昭島市田中町３丁目５番23―402号
債務者　笠倉　絵美（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６０４号
東京都武蔵野市八幡町１丁目５番２号プリムローズＢ108
債務者　近藤　広永
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１号
東京都昭島市拝島町４丁目１番14号あずまハイツ103号
債務者　有馬喜一郎
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２号
東京都昭島市拝島町４丁目１番14号あずまハイツ103号
債務者　有馬美和子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９４１号
静岡県静岡市清水区興津中町979番地の１　アルエット201
債務者　宮木　友子
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部